

まなぼう! 同和問題

～部落差別を 解消するために～



新しい法律を知っていますか？

平成28年12月16日に、

「部落差別の解消の推進に関する法律」

いわゆる「部落差別解消推進法」が施行されました。

この法律では、第1条のはじめに「現在もなお部落差別が存在する」と明記し、これら「部落差別は許されない」ことであり、この問題を「解消することが重要な課題である」として、「国及び地方公共団体」が責任を持って部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するということを目的としています。

また、この法律において、部落差別を解消するために、国や地方公共団体は、その地域の実情に応じて、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとしています。

「同和」という言葉

「同和」という言葉は戦後になって、「同和地区」、「同和教育」、「同和问题」などの複合語として行政上の公的な表現に使われるようになりました。

このように「同和」という言葉は“単独”で使用することはありません。単独の使用は差別性を感じさせる場合があります。上記のように複合語として使用しましょう。

確認！

同和問題に関する指導をする時に教職員が大切にすべきことは？

「伝えること・伝える姿勢」の準備

全職員が共通理解に立って指導するために、事前に研修を深め、指導案の検討などを通して識見を高めて、指導に積極的にかかわりましょう。「教師の伝える姿勢」によって、子どもたちへの伝わり方、生徒の理解が変わります。

子どもの実態に応じた指導

学校や地域の特性を十分考慮するとともに、児童生徒の実態や発達段階に応じて指導しましょう。また、教科書の記述内容に基づいた、適切な資料を活用しましょう。

教師自身が「自分ごと」に

子どもたちが同和問題を自分の問題としてとらえるためには、まずは教師自身がその現実を学び、子どもたちにとっても、「過去の問題」「歴史の問題」ではなく、「自分ごと」としてとらえることのできる指導をめざしましょう。

指導内容の変化を知りましょう

部落史の研究成果により、同和問題に係る歴史の教科書記述は変化してきています。差別されてきた人々の悲惨さを強調するのではなく、当時の文化や社会に貢献した生き方について、より深く記述されています。

要注意

賤称語については、現在もこの言葉で深く傷つけられている人々がいて、差別をなくすためにのみ使うことを許されるものであり、相手への攻撃や冗談での使用は決して許されないことを理解させましょう。

子どもたちを差別から守るために



「同和問題」は、まったくの予断と偏見にもとづいた我が国固有の人権問題です。このような予断と偏見に基づく『つくられた固定観念』によって差別されることを許せば、それはだれもが「差別の対象」となる社会になり得ます。

しかし、『つくられた固定観念』による差別であるならば、私たちの努力でなくせないはずはありません。

社会から「差別をなくす」ために、子どもたちが「同和問題」を学ぶことは、子どもたちを今後の人生において「差別をする者」にしないということでもあります。

その視点も含めて「子どもたちを“差別”から守る」のは教育です。